

## 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針

令和2年5月14日  
沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条に基づく緊急事態宣言は、5月15日から沖縄県を含めた39県が緊急事態措置を実施すべき区域の対象外となったことを受け、以降は下記の通り取り組む。

### I 基本的な考え方

1. 県民と事業者に対する休業要請や活動自粛の要請は、基本的に5月20日までとするとともに、感染流行の第2波、第3波を見据えた持続的な感染予防対策の定着を促進する。
2. 県民生活の安定化に向けた支援等の継続実施、及び経済のV字回復に向けた取組の検討を加速化する。
3. 流行の第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療提供体制の構築及びPCR検査体制の拡充による早期発見体制を確保するとともに、当面の対策として空港等での水際対策を強化する。

### II 今後の主な取り組み ※詳細は別添参照

1. 事業者における取り組み
  - (1)施設等への休業要請は原則5月20日まで実施する(感染症拡大予防ガイドラインを作成、遵守している施設は、5月14日以降再開可能。但し遊興施設のうち、キャバレー等の接待や接触を伴う営業に使用する施設は対象外とし、飲食店においては、酒類の提供は夜9時、営業は夜10時までとする。)
  - (2)事業者は、基本的な感染予防対策と業種や施設の種別ごとの感染予防対策を盛り込んだ感染予防のためのガイドラインを作成し、持続的な予防対策に取り組むとともに、従業員に対する在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等を引き続き推進する。
2. 県民における取り組み
  - (1)県民は、「新しい生活様式」を生活に定着させ、手洗いや身体的距離確保、三密の徹底した回避等の持続的な感染予防対策に一人一人が取り組むとともに、買い物や食事で外出する際には、感染予防対策がなされている店舗や施設を選択するよう努める。
  - (2)県外から県内へ及び県内から県外への渡航、緊急時を除く離島への渡航及び離島間の渡航は、当面の間控える。

### 3. 県施設の再開等

- (1) 県主催のイベントや会議等は、5月20日までの間は原則として、中止又は延期し、5月21日以降は、県が別途作成する感染予防措置の徹底に係るガイドラインに基づき実施する。事業者等に対しても、同様の対応について協力を求める。
- (2) 県立学校は5月21日から再開し、その他県関係施設についても、適切な感染予防対策を講じた上で準備が整い次第速やかに再開し、市町村に対しても同様の対応を求める。
- (3) 美ら海水族館及び周辺施設並びに首里城公園は、渡航自粛要請等の状況も踏まえて関係機関と調整し再開の時期を検討する。
- (4) 高齢者、障害者等入所施設において、集団発生を早期に探知、対策をとるための仕組みづくりに取り組む。
- (5) 保育所・放課後児童クラブについては、市町村に対し、適切な感染予防対策を講じた上で、保育の提供を依頼する。

## Ⅲ 県民生活の安定と県経済のV字回復に向けた対策

### 1. 県民生活の安定のための継続的な取り組み

- (1) 民生委員やボランティア等と連携した、一人暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者に対する見守り活動、子育てと生計維持をひとりで担っているひとり親家庭への支援、DVや児童虐待防止等に対する取組を継続して実施する。
- (2) 自動車税等の県税の納付が困難な場合の特例制度や県営住宅の家賃減免等の相談強化を継続して実施する。
- (3) 生活福祉資金における特例貸付、生活困窮者住居確保給付金の拡充を継続して実施する。
- (4) 中小企業等に対する「うちなーんちゅ応援プロジェクト」による協力金等の支給、農林水産業者及び文化事業者等へ向けた支援を継続して実施する。

### 2. 県経済のV字回復に向けた対策

- (1) 県民や各事業者の取り巻く現状や、経済的ダメージの大きさを引き続き確認したうえで、「緊急支援フェーズ」の緊急的対応策を講じるとともに、「V字回復フェーズ」を見据えた取組を段階的に実施していく。検討にあたっての基本的な考え方としては、「県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組」を軸に、「①県内事業者の事業継続や県民生活の維持に必要なもの」、「②県内の消費喚起や域内の経済循環を図るもの」、「③デジタル化の促進や次の付加価値を生む事業転換につながるもの」を重点的に選定し、既決予算の組み替えに加え、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するなど、追加の補正予算等を編成し、経済対策の基本方針にのっとり、対策を早急に講じていく。
- (2) 「安心・安全な観光地 沖縄」の更なる飛躍に向けて、感染予防対策をしっかりと

と行い、県民旅行の促進策を実施するとともに、全国的な収束後においては、政府のGoToキャンペーン等と連動した需要喚起策を展開し、深刻な影響を受けている観光関連産業のV字回復に積極的に取り組む。

#### **IV 医療提供体制と水際対策の強化**

##### **1. 第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療体制の確保**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の入院患者の減少に伴い、医療提供体制については、感染対策を徹底したうえで通常の診療活動を再開する一方、再び患者が増加した場合には、迅速に病床等が確保できるよう調整を進める。
- (2) 軽症患者の宿泊療養体制については対象者の減少により、一時終了も含めた運営の在り方を検討するが、再び患者が増加した場合に備えて、迅速に施設や人員を確保して運営ができる体制を維持する。
- (3) PCR検査については、各圏域に新型コロナウイルス検体採取センターを設置する等、体制の拡充に努める。
- (4) 県内の感染者数を予測し、今後の感染防止対策の参考とするため、OIST・県立病院等と連携し、抗体検査を実施する。
- (5) 今回の流行に対する医療対応を検証するとともに、必要な医療機器等の確保に努め、流行の第2波、第3波に備えた体制整備を図る。

##### **2. 水際対策の強化**

- (1) 県内各空港の到着ロビーにサーモグラフィを設置し、到着客の表面体温の測定やチラシ配布等により注意喚起を行うとともに、発熱や体調不良の旅行者を探知した際には、早期にコールセンターで相談を受け、必要に応じてPCR検査につなげる体制を構築する等、水際対策を強化する。
- (2) 国土交通省等に対して沖縄発着路線のある空港を含めた全ての空港にサーモグラフィを設置するとともに、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じるよう求める。

#### **V 流行の第2波予兆時における対応**

1. 流行の第2波に係る予兆を常に監視し、新規感染者数や倍加時間、感染経路不明な症例の割合等をもとに感染拡大状況を総合的に判断する。
2. 再度の感染拡大によるまん延のおそれがあると認められる場合、令和2年5月5日変更の「緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」で示した対応を基本とし、迅速な感染拡大対策に取り組む。